

G7 開発大臣会合
人道支援におけるジェンダー平等及び
女性・女児のエンパワーメントに関するウィスラー宣言(仮訳)
(2018年6月2日, 於:加・ウィスラー)

脆弱な人々の特定のニーズ及び権利は、人道援助において、いまだに見過ごされ、又は充足されないおそれがあり、特に、女性及び思春期少女の声及びリーダーシップは、過小評価され、活用されずにいる。

人道分野におけるジェンダー平等を実現するために、国際社会により重要な措置が国際社会により講じられた。持続可能な開発のための2030アジェンダ、女性・平和・安全保障のアジェンダ、及び「緊急事態下におけるジェンダーに基づく暴力からの保護に関する行動要請」や「世界人道サミット」の成果といった G7 が支持するその他の取組は全て、紛争や脆弱な環境の下での脆弱な人々のニーズに対応するために更に努力していくことへの重要なコミットメントを含んでいる。

しかしながら、これらの措置は、脆弱な人々への人道的支援供与のあり方を十分には変えるには至っていない。我々G7 開発大臣は、女性・女児のニーズに特に対応することにより、あらゆる人道的活動及び行動においてジェンダー平等を推進する重要性を認識する。我々は、障害者を含む最も脆弱な人々を効果的に保護し、手を差し伸べるためには、それらの人々の明確なニーズ及び能力を理解する必要があることを認識する。女性及び思春期少女は、変化をもたらす強力な主体であり、また、リーダーである。彼女らは、そのような存在として認識されなければならない、また、彼女ら自身に影響を及ぼす問題に関わる意思決定において等しく発言力とプレゼンスを有しなければならない。

我々は、制度レベルの変化を推進するためにパートナーと協力し、また、人道的行動が、原則に則り、根拠に基づき、力を与えるものであることを確保していくとともに、基本的ニーズを満たすために、教育へのアクセス、女児のヘルスケアへのアクセス、並びにジェンダーに基づく暴力への予防及び対応を含めて関与していくべきものであることを認識する。

我々の政府は、

- 人道分野のパートナーに対し、ジェンダー分析を行い、分野別データを収集し、並びに脆弱な女性及び思春期少女の声を聞き、取り入れることにより、事業計画にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを組み入れるよう強く要請する。
- 上級ジェンダー擁護官を設立し、上級レベルの指導力及び国レベルの説明責任を明文によって規定し、並びに履行を実現するために人的資源及び財源を活用するといった取組を通じ、ジェンダー平等を人道的行動における組織的な優先事項とするよう人道機関の長及び理事会と共に取り組む。
- 国際法及び人道原則を遵守し、並びに「緊急事態下におけるジェンダーに基づく暴力からの保

護に関する行動要請」の現場での履行を支援することにより、危機におけるジェンダーに基づく暴力(GBV)の予防及び対応を強化する。

- 危機における人道的な健康への対応に関する国際的に合意された基準の全面的な履行に資金を拠出し、監視することにより、女性・女児のヘルスケアへのアクセスを強化する。
- 人道的活動を通じ、現場レベルにおいて障害者を含む女性及び思春期少女の意義ある参画、指導力及び意思決定に対する支援を確保することにより、被災者に対する説明責任を高める。こうした支援は適切かつ可能な場合、現地の女性関連組織への資金提供も含まれる。
- ジェンダー平等に関する人道支援のインパクトを高めるために調査と根拠の活用を強化する。
- 人道分野のパートナーによる現場の実施状況及び成果に関し報告する既存の独立した監視メカニズムを活用することで、人道的活動における女性・女児のためのコミットメントの一貫した履行に対する制度的な説明責任を高める。

これらの行動の継続的なフォローアップを確保するため、カナダは、人道的行動におけるジェンダー平等に対応する上での進捗を評価するため、2019年、バンクーバーにおける Women Deliver 2019 会議よりも早い時期に、ハイレベル会議を主催する。

(了)